



2012年11月9日
発行：福島県避難者支援課 ☎024-523-4157

除染に力を入れています!!

福島県の除染の取り組み

県では、平成24年1月1日に全面施行された「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、除染が進められています。

除染はこれまで誰も経験したことのない業務であり、業務に従事する作業者の育成や、効果的に空間線量を低減させる技術の開発が必要です。そして、何よりも住民の方々の理解のもと、地域に仮置場が設置されなければ、除染は進みません。そこで福島県は除染を「復興の大前提」として位置づけ、除染の推進に努めています。

除染の対策地域

福島第一原子力発電所事故による放射性物質によって汚染された地域は、次の3つに大きく分けられ、除染が行われています。



除染作業の様子。芝の深刈りを行い、芝に付着した放射性物質を除去します。

- ① 避難指示を受けている地域 (除染特別地域)
- ② 放射線の年間の追加被ばく線量が1から20ミリシーベルト未満の地域で市町村が除染計画を策定した地域
- ③ 放射線の年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト未満の地域

福島県内のこれらの地域について、①は国が、②は市町村が主体となつて年間1ミリシーベルト(1時間あたりの空間線量0.23マイクロシーベルト)に引き下げることが目標に除染を行っています。③の地域のホットスポット(局所的に空間線量が高い場所)等に対しては、自治会等の協力をいたしながら除染を行っています。

各市町村の除染の取り組み

「ふるさと除染計画」を策定し昨年10月から住宅の面的除染を開始しました。市が行う除染の流れは3つあります。1つは線量の高い所から、住宅を含めて面的に行う除染です。面的除染は、平成23年10月からの5年間で11万户を除染することとしていますが、これまで10月1日現在で約1万9千戸を発注し、約2,000戸の除染を終了しています。現在、空間線量を低下させていて、除染のスピードも加速しています。2つ目は、小・中学校や公園など市民が集まる公共施設の除染で、線量にかかわらず市内全域で実施中です。3つ目は、地域の皆さんからの意見に基づいて除染場所を決める、地域のホットスポット除染事業です。

郡山市

10月からふるさと再生除染実施計画に基づいた一般住宅の除染をスタートしました。計画では、除染の開始時点の追加被ばく線量が年間1ミリシーベ

二本松市

住宅除染の実施状況は、モデル事業第1期分として、妊婦、6歳未満の子どもがいる比較的線量の高い地区の136戸が除染済みです。現在は、妊婦、18歳未満の子どものいる世帯(約5,000世帯)を優先に、線量の高い地区から実施しています。今後は、それ以外の世帯を線量の高い地区から実施していきます。

南相馬市

旧警戒区域及び旧計画的避難区域については、国が実施し、それ以外の原町区、鹿島区の除染については、南相馬市が行います。

原町区、鹿島区

比較的放射線量の高い山際8行政区

のうち、片倉、押釜、高倉、榎原の4行政区について仮置き場の確保ができたことから、9月に片倉地区、10月から押釜地区の本格除染を行っております。

旧警戒区域及び旧計画的避難区域

放射線モニタリング調査については、予定通りほぼ完了しており、除染同意計画書を作成中です。また、除染作業については、小高区役所、水道施設などの拠点施設の除染を行っております。本格除染については9月中旬以降に予定していましたが、仮置場が確保できないことから未着手の状態です。

本宮市

除染計画に基づき比較的線量の高いとされる和田地区の住宅から除染作業が始まりました。和田地区の除染作業は、約45万平方メートルで、これを行行政区単位の12作業区に分割し作業を行います。作業内容については、雨樋の拭き取りや表土の剥ぎ取り、客土等を実施します。この地区の除染作業で発生する土砂などの保管場所は、和田地区の仮置場ができるまでの間、宅地内



川内村

村内を3つの区域に分けて除染を行っており、平成25年12月に除染を完了する予定です。国直轄除染の生活空間(家屋周り)も平成25年12月に完了を予定しています。

除染の目標値は、空間線量を0.23マイクロシーベルト(玄関前)を目標に実施し、低減率50%以上の結果となっております。除染完了世帯宛てに除染前、除染後の線量を記載した除染結果表を順次交付しており、現在約200世帯に送付済みです。

国が除染を実施する除染特別地域の状況

国では、避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、来年度までの除染を目指しています。

除染実施計画の策定状況

計画策定済	7市町村	田村市、楢葉町、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村
計画協議中	4町	浪江町、大熊町、富岡町、双葉町

田村市、楢葉町、川内村、飯舘村では、平成24年7月以降、住宅を含めた本格除染が開始されました。

平成24年度の本格除染の発注状況

※森林については、住宅近傍20m以内

	住宅・建物等	道路	農地	森林(※)
飯舘村	884棟	約91ha	約72ha	約39ha
川内村	783棟	約34ha		約186ha
楢葉町	3,250棟	約57ha	約503ha	約475ha
田村市	400宅	約41ha	約151ha	約270ha

市町村が除染を実施する住宅・公共施設等の状況

市町村名	住宅(戸)						学校などの公共施設等(施設)					
	発注			実績【除染済み】			発注			実績【除染済み】		
	24年9月末時点(A)	24年3月末時点(B)	増加数(A)-(B)	24年9月末時点(A)	24年3月末時点(B)	増加数(A)-(B)	24年9月末時点(A)	24年3月末時点(B)	増加数(A)-(B)	24年9月末時点(A)	24年3月末時点(B)	増加数(A)-(B)
福島市	18,913	1,216	17,697	1,723	400	1,323	562	222	340	324	121	203
二本松市	4,358	25	4,333	136	2	134	75	34	41	68	33	35
伊達市	2,523	37	2,486	181	37	144	216	25	191	169	13	156
本宮市	477	2	475	2	2		113		113	110		110
桑折町	169		169				27	8	19	15	7	8
国見町							13	2	11	6	2	4
川俣町	1,432		1,432	4		4	19		19	7		7
大玉村	621	18	603	129		129	38	23	15	30	23	7
郡山市	144	1	143	144	1	143	689	215	474	687	184	503
須賀川市	102		102				131	4	127	128	2	126
田村市	2,000		2,000				146		146	48		48
鏡石町	3	3		3	3		7		7	7		7
天栄村	8		8				5		5	4		4
石川町							15		15	15		15
玉川村							8	8		8	8	
浅川町							3		3	3		3
古殿町							5		5	5		5
三春町	28		28				63		63	62		62
白河市							201	65	136	106	65	41
西郷村	4		4				30	12	18	8		8
泉崎村	1		1				7		7			
矢吹町							1		1	1		1
鮫川村							5		5	5		5
湯川村	600		600	449		449	41	4	37	36	4	32
新地町							6	3	3	6	3	3
相馬市	165	15	150	27	15	12	22	2	20	22	2	20
南相馬市	354	17	337	61	17	44	132	130	2	132	124	8
広野町	1,908	1,850	58	1,534	232	1,302	56	56		44	4	40
川内村	961	961		606		606	6	6		6	5	1
いわき市	57	5	52	12	5	7	266	51	215	250	51	199
合計	34,828	4,150	30,678	5,011	714	4,297	2,908	870	2,038	2,312	659	1,653

※国が除染を行う地域及び平成24年9月末時点で発注を行っていない市町村は省略しています。
※市町村内の地区毎の除染状況については、各市町村にお問い合わせください。

除染Q&A

Q1 除染は、どうやって進めていくのですか？

市町村ごとの除染計画を策定
除染の優先順位は、放射線量が高い区域、子どもの生活空間等を考慮して設定しています。

仮置場の設置場所の決定

あらかじめ、除染により取り除いた汚染土壌等を一時保管する、仮置場の設置場所を決定します。
設置場所の決定前には、住民説明会などを行い、仮置場の安全性について住民の皆様のご理解が得られるまで繰り返し丁寧に説明を行います。

除染業務を依頼する事業者を選定し、発注

住宅、土地等の所有者から、除染実施前の同意を得る

除染業務を行う事業者が住宅、土地等への立ち入りや除染の方法等について所有者の方々に説明を行い、住宅であれば1軒ごと同意をいただきます。

除染

放射線量の測定等の事前調査によって、除染の対象物の特性、汚染状況を把握した上、対象物に応じた効果的な方法で除染を実施します。

応急仮設住宅について

県内自主避難者への借上げ住宅支援について

平成23年3月11日から、平成24年11月1日までに福島県内に自主避難した世帯の内、子ども又は妊婦がおり、避難元の市町村より放射線量が低い市町村へ避難した世帯に対して、借上げ住宅の支援を実施します。
※支援できる住宅の家賃等には上限額があり、また、過去の家賃は対象になりません。入居期間は平成26年3月31日までです。

受付期間 平成24年11月15日から平成24年12月28日まで
※県外の応急仮設住宅(災害救助法の支援による民間借上住宅等)に自主避難した世帯が県内に戻る場合には当面の間受付を行います。

問 福島県避難者支援課 ☎024-521-8306
福島県建築指導課分室2 ☎024-521-5764

県外借上げ住宅の新規受付終了について

福島県外の借上げ住宅の新規受付を平成24年12月28日で終了します。
※既に県外で借上げ住宅に避難している方への支援は継続します。

問 福島県避難者支援課 ☎024-523-4157・024-521-8306

福島県避難者支援課

除染により取り除いた汚染土壌等を仮置場に搬入し、保管(又は除染を実施した現場に保管)
仮置場に搬入した場合は、汚染土壌等を土のう袋に詰めて集約した後、土等によって遮蔽します。この遮蔽効果によって、周辺の放射線量と同じくらいの水準になるように管理することが出来ます。

汚染土壌等を中間貯蔵施設に搬入

福島県外に設置される汚染土壌等の最終処分場における最終処分が行われるまでの間、仮置場にある土壌等を中間貯蔵施設に搬入し、安全かつ集中的に管理します。
中間貯蔵施設の設置については、仮置場へ本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始ができるよう、国において、現在調整中です。

Q2 除染の方法には、どのようなものがあるのですか？

放射性物質は、土や落ち葉などの堆積物に付着しやすい特徴があります。この特徴を踏まえて、除染対象ごとに効果的な方法で除染を実施します。

土(庭など)	芝生	雑草、落ち葉、腐葉土	側溝、雨どい	屋根、壁
表面から1cm〜5cm程度剥き取ります。	根が生えている土ごと深く刈り込みます。	ていねいに取り除きます。泥、落ち葉などの堆積物を取り除いたあと、高圧洗浄機で水洗いを行います。	高圧洗浄機で水洗いを行います。	高圧洗浄機で水洗いを行います。

Q3 除染後の数値の低い場所をモニタリングしているのではないですか？

県では現在、福島県内の可搬型モニタリングポスト等設置施設571箇所の測定データを毎日整理して公表していますが、うち57箇所を平成24年5月末までに除染作業が実施されていることが確認されています。

除染作業は国又は市町村の計画に基づき実施されたもので、低い値を公表するために行ったものではありませんが、除染作業が行われた施設では、除染を行っていない周辺の施設よりも値が低くなっていると考えられます。
可搬型モニタリングポスト等設置施設の除染作業の実施状況については、今後定期的に把握し、ホームページ等で情報を提供していきます。

除染を知る、考える、進めるために 除染情報プラザ

除染情報プラザでは、除染やその進捗情報を広くお伝えすると共に、講座やセミナーなどの開催、県内外での移動展示市町村や町内会などを対象にした除染専門家の派遣を行っています。
また空間線量マップの作成や、屋外で実際に空間線量率を測るフィールドワーク、放射線を実際に見る霧箱体験など、座学だけではない体験型の県民講座を開催しています。ぜひご参加ください。

場所 福島県福島市栄町1-31 1F
開館時間 10時〜17時(月曜休館※祝日の場合は翌日)
問 除染情報プラザ ☎024-5509-5668

除染に関する事業を行っています

線量低減化活動支援事業

県では、子どもの通学路、公園、一般住宅等のホットスポットについて、町内会、PTA等の方々が自主的に行う除染活動に対して、市町村を通じて、空間線量計や高圧洗浄機の購入費用などの財政支援を行っています。

除染業務講習会

県では、除染業務の基礎知識や監督、施行管理に必要な知識や技術を習得するための講習会を開催しております。これまで、のべ数で約9,000名が修了しています。

除染の推進に向けた地域対話フォーラム

県では、皆さんが日頃抱えている放射線による健康影響や除染に関する不安・疑問にお答えし、理解を深めて頂くために、県内各地でフォーラムを開催しています。
第4回の日程は、次のとおりです。今後も順次開催いたしますので、ご参加ください。
日時 平成24年11月23日(金・祝) 13時〜16時30分
場所 郡山市労働福祉会館
問 福島県除染対策課 ☎024-521-8317

除染前後の空間線量率データ

昨年度福島県が実施した除染モデル事業の除染前後のデータをご紹介します。

対象	除染方法	空間線量率(μSv/h)		低減率(%)
		除染前	除染後	
道路(アスファルト舗装)	高圧水洗浄(水)	1.01	0.38	62.4
		1.60	0.21	86.9
家屋の庭(土壌)	表土除去(3cm)	1.26	0.30	76.2
			0.23	81.7

※高さ1cmにおける測定結果
(除染前の空間線量率 - 除染後の空間線量率) × 100 (%)
※低減率 = 除染前の空間線量率

仮置場へのご理解・ご協力をお願いします

除染によって取り除かれた、放射性物質を含む土壌や草木、側溝にたまった汚泥などは、国が設置する「中間貯蔵施設」ができるまでの間、市町村などが設置する「仮置場」などにおいて安全に保管します。
除染を進めるためには、多くの仮置場が必要ですが、現在のところ、思うように仮置場の確保ができていない状況です。
仮置場の設置には、県民の皆さんの協力が必要です。県としても、除染の必要性や仮置場の安全性などをこれからも発信していきます。



仮置場現地視察会の様子

お知らせ 自然体験活動・交流活動実施団体を応援

平成24年度ふくしまっ子体験活動応援補助事業(冬期間)

県では、子どもたちが心身ともにリラックスできる環境の中で自然体験や交流ができるよう、活動を行っている団体に補助をしています。

実施期間 平成24年12月1日(土)〜平成25年1月31日(木)
補助対象 福島県内で体験活動を行う幼児、児童生徒(5名以上)を中心とした団体
補助内容 宿泊費 1人当たり1泊5千円上限(7泊まで)
交通費・体験活動費 1人当たり1回2千円上限
申込方法 旅行者等に20日前までに依頼してください。
※申請書等は旅行者が作成・提出します。旅行者からの申請書受付期間は平成24年11月1日(木)〜平成25年1月17日(木)までです。

問 社会教育課 ☎024-522-3090 福島県社会教育課

県内でのイベント

食の安全・安心アカデミー

原発由来放射性物質からの放射線被ばくの健康影響についての講演会、食品中の放射性物質の新基準値の説明、食品の放射能簡易分析装置での測定実演などを行います。

日時 11月30日(金) 13時〜16時
場所 いわき市労働福祉会館
問 消費生活課 ☎024-521-7736

県外での避難者支援イベント

埼玉県 つながろう埼玉で

埼玉県近隣都県に避難されているお子さんとそのご家族の方を対象に各種相談や交流サロンを開催します。キッズスペース等もご用意します。

日時・場所
11月23日(金) 10時〜16時/埼玉会館(埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4)
11月24日(土) 10時30分〜15時30分/国立女性教育会館(埼玉県比企郡嵐山町菅谷728)
問 東日本大震災中央子ども支援センター 福島窓口 ☎024-573-0150

栃木県 ふるさと大交流会

避難者同士の交流会や郷土芸能発表会を行います。芋煮や味噌田楽、餅つきなど郷土料理コーナーもあります。

日時 11月25日(日) 10時〜15時
場所 ハルティとちぎ男女共同参画センター(栃木県宇都宮市野沢町4-1)
問 とちぎ暮らし支援会事務局 ☎028-623-3457

主な震災関連相談窓口

原子力災害	放射線に関して	電話相談窓口(原子力規制委員会 福島住民向け電話相談窓口) ☎0120-988-359	月曜〜金曜: 8時30分〜20時 土・日・祝日: 8時30分〜18時
生活	原子力損害賠償に関して	福島県 問い合わせ窓口 ☎024-523-1501	月曜〜金曜(祝日は除く) 8時30分〜20時 ※水曜・金曜の13時〜17時は、弁護士による法律相談を実施
健康	仮設住宅への入居や、被災住宅の改修に関して(福島県内)	被災者住宅相談窓口 専用ダイヤル ☎024-521-7698	月曜〜金曜(祝日は除く) 9時〜17時
その他	県外に避難した人の相談	福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4157 または、避難元・避難先の自治体	月曜〜金曜(祝日は除く) 8時30分〜17時15分
	県民健康管理調査に関して	県立医科大学 県民健康管理調査事務局 ☎024-549-5130	月曜〜金曜(祝日は除く) 9時〜17時
	県政に関する相談	福島県庁 県民広報室 県政相談コーナー ☎0120-899-721 ☎024-521-7017	月曜〜金曜(祝日は除く) 9時〜正午、13時〜16時
	女性が抱えるストレスや悩みに関して	女性のための電話相談・ふくしま ☎0120-207-440(携帯電話からも通話可)	月曜〜金曜(祝日は除く) 10時〜17時
	障がい(児)者の相談窓口	NPO法人あいえるの会 ☎024-983-7646 社会福祉法人希望の杜福祉会 ☎080-6050-1134	月曜〜金曜(祝日は除く) 8時30分〜17時30分

各種支援情報は <http://plaza.rakuten.co.jp/fukushimahinan/> 最新の放射線情報や各種お知らせ等を掲載しています。

《避難されている皆様へ》 避難先情報のご提供をお願いします。

被災した市町村から、他の市町村(県外を含む)に避難した場合は、避難先・避難元の両方の市町村へご連絡ください。また、その後さらに避難先を移動された場合や、避難を終了された場合についても、避難先・避難元の両市町村への連絡をお願いします。

バックナンバーについては [避難者支援課ホームページへ](#)